

にしく市民活動支援センター要綱

制定 平成 21 年 3 月 17 日 西地振第 1361 号 (区長決裁)

改正 令和 2 年 4 月 1 日 西地振第 1300 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 にしく市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、市民公益活動及び生涯学習への支援を通して、地域における様々な活動が活性化することで、地域の課題解決力の向上と、豊かな地域をつくっていくための事業を行う。

2 この要綱はセンターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱において、「市民公益活動」とは、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

(設置場所)

第 2 条 センターは、西区総合庁舎内（横浜市西区中央 1 丁目 5-10）に置く。

(事業)

第 3 条 センターは、市民公益活動・生涯学習を推進するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民公益活動及び生涯学習活動に関する相談・コーディネート
- (2) 機材・情報の提供
- (3) 講習会・研修会などの開催
- (4) 活動場所の提供
- (5) 活動団体のネットワーク化
- (6) 区民利用施設等との連携による活動支援
- (7) 地域の課題解決力の向上等に関する調査研究
- (8) その他市民公益活動及び生涯学習活動に必要な支援

(施設等)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の各号に掲げる施設等を置く。

- (1) ミーティングスペース
- (2) 打合せコーナー
- (3) 作業コーナー
- (4) 相談コーナー
- (5) **展示コーナー**
- (6) **情報コーナー**
- (7) 情報交換ボード
- (8) グループボックス
- (9) **貸出ロッカー**
- (10) 印刷機
- (11) 貸出機材

(開館日・開館時間)

第5条 センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 水曜日
 - (2) 1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日
- 2 センターの開館時間は、午前9時00分～午後5時00分とする。
- 3 西区長（以下「区長」という。）は、前項の規定に関わらず、必要があると認めるときは開館時間を変更することができる。
- 4 区長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認める場合は、休館日に開館し又は休館日以外の日に閉館することができる。

(施設等に関する利用承認)

第6条 第4条に掲げる施設を利用しようとするものは、区長の定めるところにより、センターの利用の承認を受けなければならない。

- 2 第4条第5号、第6号、第7号の施設等を利用する場合（貸出しを受ける場合を含む）には、事前に利用登録をしなければならない。
- 3 区長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない場合がある。
- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
 - (2) 営利を主な目的とした利用と認められるとき
 - (3) 特定の政党若しくは候補者の支援、又は反対のための利用と認められるとき
 - (4) 特定の宗教の支持、又は反対のための利用と認められるとき
 - (5) センターの運営上支障があるとき
 - (6) その他区長が必要と認めたとき
- 4 第1項及び第2項について必要な事項は別途定める。

(利用承認の取消し等)

第7条 区長は、前条第1項の規定により承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による承認を取消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき
- (3) この要綱に基づく承認の条件に違反したとき

(利用の制限)

第8条 区長は、センターの利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を拒み、または退場を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき
- (2) その他センターの運営上支障があるとき

(事業の所管)

第9条 この事業は、総務部地域振興課が所管する。

2 地域振興課長は、第3条に規定する事業を統括する。

(運営)

第10条 センターの運営に関する事務の一部または全てを、区が選定した団体・法人等に委託する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないものは、庁舎管理規則（昭和36年3月15日規則第4号）によるもののほか、別途区長が定める。

2 要綱を改正した場合は、速やかに教育委員会事務局生涯学習文化財課及び市民局**市民協働推進課**に報告する。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。